

会 則

平成9年7月20日設立総会にて制定承認

東京都障害者セーリング連盟
(旧ヨットエイド東京)

第1章 総 則

(名称)

1. 本会は、東京都障害者セーリング連盟と称する。

(事務所)

2. 本会は、東京都江東区南砂4-16-5に本部事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

3. 本会は、障害者のセーリングに関する支援を行い、障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

(事業)

4. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 障害者ヨット講習会及びセミナーの開催。
 - (2) レースの主催。
 - (3) 活動の広報。
 - (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員)

5. 本会会員は、本会目的に賛同する個人及び法人とする。

(入会)

6. 本会会員になろうとするものは、入会申込書を提出し本会会長の承認を得なければならない。

(会費)

7. 会員は、別に定める会費規定による会費を納入しなければならない。

(退会)

8. 会員が退会しようとするときは、文書で届け出なければならない。

(除名)

9. 会員が次の各号に該当するときは、本会会長により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 会則又は会議の決定を無視する行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

第4章 役員及び総会

(役員)

10. 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上10人以内
- (2) 監事1名

2 理事のうち1人を会長、1人を副会長とする。

(役員を選任)

11. 理事及び監事は、会員のなかから総会において選任する。
- 2 会長、副会長は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

12. 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長がかけたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- 4 監事は、民法59条に定める職務を行う。

(役員任期)

13. 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

14. 本会は会長により年1回総会を開催する。
- 2 臨時の総会は会員の1/2以上の署名で会長が召集する。
- 3 総会の決定は出席会員の過半数の同意を必要とする。

(委員会及び委員)

15. 本会は、専門事項について委員会を置く。
- 2 委員会の委員は、会長が委嘱し必要事項を定める。

(名誉会長)

16. 本会に名誉会長1名を置くことができる。
- 2 名誉会長は、本会の理解者で理事会において決議し掲載する。

第5章 理事会

(理事会)

17. 理事会は、理事をもって構成し会長がこれを召集する。

(決議事項)

18. 理事会は、この会則に定めるもののほか次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算。
 - (2) 事業報告及び収支決算。
 - (3) その他重要事項。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

19. この会則は、理事会及び総会の決議を経て変更することができる。

第7章 事務局

(事務局)

20. 本会に業務及び事業執行のための事務局を置く。
- 2 事務局の規定は、理事会の同意を得て会長がこれを定める。

第8章 会計

(事業年度)

21. 本会の会計年度は、1月1日より同年12月31日までとする。

第9章 補則

(細則)

22. この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

改正

年月日

(内容)

平成17年 1月30日 (第2条 会長交代により事務所変更)

平成28年 5月15日 (第1条 「ヨットエイド東京」より「東京都障害者セーリング連盟」に名称変更、第10条 役員数の変更、副会長の新設、第11条 選任方法の変更)